

# 大学連携研究設備ネットワーク協議会規約

平成 22 年 3 月 8 日  
大学連携研究設備  
ネットワーク協議会

最終改正 平成 29 年 12 月 19 日

## 目次

- 第 1 章 協議会
- 第 2 章 地域委員会
- 第 3 章 作業部会
- 第 4 章 雑則

### 第 1 章 協議会

#### (趣旨)

第 1 条 国立大学法人及び大学共同利用機関法人における大学連携研究設備ネットワークによる設備相互利用の促進事業（以下「ネットワーク事業」という。）の円滑な実施を図るため、賛同する国立大学法人及び大学共同利用機関法人が連携して大学連携研究設備ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

#### (任務)

第 2 条 協議会は、ネットワーク事業に係る次に掲げる業務等を行う。

- 一 復活再生設備及び最先端研究設備の整備・選定に関すること。
- 二 物質科学全般の研究設備（以下「研究設備」という。）の相互利用・共同利用・外部利用（以下「相互利用等」という。）に関すること。
- 三 ネットワーク事業の広報に関すること。
- 四 研究設備の登録及び相互利用等の促進に関すること。
- 五 研究設備の相互利用等を支援する技術者等の人材育成に関すること。
- 六 前三号の業務に係る講習会等の事業の選定に関すること。
- 七 その他ネットワーク事業の実施に関し、必要な事項

2 協議会は、前項第 1 号及び第 6 号に掲げる事項について、第 15 条の 2 に規定する作業部会の議決をもって協議会の議決とするものとする。

#### (組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる委員（以下「協議会委員」という。）をもって組織する。

- 一 ネットワーク事業に賛同する教育研究組織を持つ国立大学法人又は大学共同利用機関法人（以下「機関」という。）の職員 各 1 名
- 二 自然科学研究機構分子科学研究所長（以下「分子科学研究所長」という。）

2 前項第 1 号の協議会委員の任期は、原則として後任の委員が就任する日の前日までとする。

3 各機関の長は、第1項第1号の協議会委員を任命したときは、直ちに別紙様式1の任命通知書を協議会委員長に提出するものとする。

(委員長及び代表幹事)

第4条 協議会に委員長及び代表幹事各1名を置く。

2 委員長は、分子科学研究所長をもって充て、代表幹事は協議会委員の中から委員長が指名した者をもって充てる。

3 委員長は、協議会の議長を務めるとともに、協議会を代表し会務を総括する。

4 代表幹事は、委員長を補佐し、会務の実務を行うとともに、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(議事)

第5条 協議会は、協議会委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 協議会の議事は、出席した協議会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(協議会委員代理)

第5条の2 協議会委員は、あらかじめ指名した者(第11条の2に規定する地域委員代理に限る。)を、協議会委員の代理人(以下「協議会委員代理」という。)として議決権を行使することができる。この場合において、協議会委員は、委員長に対して、事前に別紙様式3の委任状を提出し、委員長の了承を得なければならない。

2 前項の規定により、協議会委員代理をして議決権を行使する協議会委員は、協議会に出席したものとして取り扱うものとする。

(ネットワーク事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、自然科学研究機構分子科学研究所(以下「分子科学研究所」という。)にネットワーク事務局を置く。

## 第2章 地域委員会

(地域委員会)

第7条 ネットワーク事業の効率的な実施を図るため、以下のとおり区分し、次の(1)から(12)の地域に大学連携研究設備ネットワーク地域委員会(以下「地域委員会」という。)を置く。

(1) 北海道地域

(2) 東北地域

(3) 北関東地域(茨城・埼玉・群馬・栃木)

(4) 東関東地域(東東京(赤羽から品川に至る山手線より東)・千葉)

(5) 西関東・甲斐地域(西東京(山手線より西)・神奈川・山梨)

- (6) 中部地域（静岡・愛知・岐阜・三重・長野）
- (7) 北陸地域（福井・石川・富山・新潟）
- (8) 東近畿地域（京都・滋賀・奈良）
- (9) 西近畿地域（大阪・兵庫・和歌山）
- (10) 中国地域
- (11) 四国地域
- (12) 九州地域
- (13) その他（分子科学研究所）

#### （任務）

第8条 各地域委員会は、当該地域におけるネットワーク事業にかかる次に掲げる業務を行う。

- 一 自然科学研究機構分子科学研究所が公募するネットワーク事業に係る委託事業への申請に関すること。
- 二 研究設備の相互利用等に関すること。
- 三 ネットワーク事業の広報に関すること。
- 四 研究設備の登録及び利用促進に関すること。
- 五 その他ネットワーク事業の実施に関し、必要な事項

#### （組織）

第9条 各地域委員会は、次に掲げる委員（以下「地域委員会委員」という。）をもって構成する。

- 一 当該各地域に所在する機関の協議会委員（以下「地域代表委員」という。）
  - 二 各地域委員会において、特に必要と認めた場合、当該各地域に所在する機関の職員
- 2 前項第2号の地域委員会委員の任期は、原則として後任の地域委員会委員が就任する日の前日までとする。
- 3 各機関の地域代表委員は、第1項第2号の地域委員会委員を指名したときは、直ちに別紙様式2の地域委員会委員名簿を地域委員長に提出するものとする。

#### （地域委員長）

第10条 各地域委員会に委員長（以下「地域委員長」という。）を置き、当該地域委員会の地域代表委員の互選により選出された地域委員長を出す機関（以下「拠点機関」という。）の地域代表委員をもって充てる。

- 2 各地域委員長は、当該地域委員会の議長を務めるとともに、当該地域委員会を代表し会務を総括する。

#### （議事）

第11条 各地域委員会は、地域代表委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 各地域委員会の議事は、出席した地域代表委員の過半数をもって決し、可否同数のと

きは、議長の決するところによる。

(地域代表委員代理)

第 11 条の 2 地域代表委員は、あらかじめ指名した者(第 9 条第 1 項第 2 号に規定する地域委員会委員に限る。以下「地域代表委員代理」という。)を代理人として議決権を行使できるものとする。この場合において、地域代表委員は、地域委員長に対して、事前に別紙様式 3 の委任状を提出し、地域委員長の了承を得なければならない。

2 前項の規定により、地域代表委員代理をして議決権を行使する地域代表委員は、地域委員会に出席したのものとして取り扱うものとする。

(地域事務局)

第 12 条 各地域委員会の事務を処理するため、拠点機関に地域事務局を置く。

### 第 3 章 作業部会

(作業部会)

第 13 条 協議会の下に大学連携研究設備ネットワーク作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

(任務)

第 13 条の 2 作業部会は、ネットワーク事業に係る次に掲げる業務等を行う。

- 一 ネットワーク事業に係る具体的な計画を立案すること。
- 二 第 2 条第 2 項に規定する事項に関すること。
- 三 その他、協議会を補完する対応等に関すること。

(組織)

第 14 条 作業部会は、次に掲げる部会員をもって組織する。

- 一 協議会委員長
- 二 各地域委員長
- 三 第 3 条第 1 項第 1 号委員のうち、分子科学研究所に属する協議会委員

(作業部会長及び部会幹事)

第 15 条 作業部会に部会長及び部会幹事を置く。

- 2 部会長は、協議会委員長をもって充て、部会幹事は第 14 条第 3 号に規定する部会員をもって充てる。
- 3 部会長は、作業部会を代表し会務を総括する。
- 4 部会幹事は、作業部会の議長を務めるとともに、部会長に事故があるときはその職務を代行する。

(議事)

第 15 条の 2 作業部会は、部会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 作業部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(部会員代理)

第 15 条の 3 部会員は、あらかじめ指名した者(第 9 条第 1 項第 2 号に規定する地域委員会委員に限る。以下「部会員代理」という。)を代理人として議決権を行使できるものとする。この場合において、部会員は、部会長に対して、事前に別紙様式 3 の委任状を提出し、部会長の了承を得なければならない。

2 前項の規定により、部会員代理をして議決権を行使する部会員は、作業部会に出席したのものとして取り扱うものとする。

(審査小委員会)

第 15 条の 4 作業部会に、第 2 条第 1 項第 6 号に規定する事業の選定を円滑に行うため、審査小委員会を置く。

2 作業部会は、第 2 条第 1 項第 6 号に係る講習会等の選定にあたっては、前項に規定する審査小委員会の議決をもって作業部会の議決とするものとする。

3 審査小委員会の設置に関し、必要な事項は作業部会が別に定める。

第 16 条 削除

第 17 条 削除

(事務)

第 18 条 作業部会の事務は、ネットワーク事務局が処理する。

第 4 章 雑則

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会等の運営に関し、必要な事項は、協議会等が別に定める。

附 則

一 この規約は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

二 この協議会規約成立時における第 3 条第 1 項第 1 号に規定する委員は、同条第 3 項の規定にかかわらず、既に各機関の長による任命を受け任命通知書が提出されているものとみなす。

附 則

この規約は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成28年1月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成29年12月19日より施行する。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

大学連携研究設備ネットワーク協議会委員長 殿

(法人名)

(機関長職・氏名)

(印)

大学連携研究設備ネットワーク協議会委員の任命について (通知)

大学連携研究設備ネットワーク協議会規約第3条第3項の規定により、本学（大学共同利用機関法人にあつては「本機構」又は「本研究所」）の大学連携研究設備ネットワーク協議会委員として下記のとおり任命しましたので、通知します。

記

大学連携研究設備ネットワーク協議会委員任命通知書

法人名	
委員名	
就任年月日	平成 年 月 日
本人の法人における職名	
本人の連絡先	(勤務先所在地, 電話番号, FAX, メールアドレス等)
備考	

本件連絡先

担当部署:

担当者:

電話番号:

FAX:

メールアドレス:



(別紙様式2)

平成 年 月 日

大学連携研究設備ネットワーク 地域委員長 殿

(法人名)  
(地域代表委員名)

大学連携研究設備ネットワーク 地域委員会  
委員名簿の提出について (通知)

大学連携研究設備ネットワーク協議会規約第9条第3項の規定により、本学(大学共同利用機関法人にあっては「本機構」又は「本研究所」)の大学連携研究設備ネットワーク地域委員会委員を指名しましたので、下記のとおり委員名簿を提出します。

記

大学連携研究設備ネットワーク 地域委員会委員名簿

(法人名： )

委員名	就任年月日 (離任年月日)	摘要	本人の法人 における職名	本人の連絡先

- (注) 1. 委員名 ( ) 書は、今回離任した委員を表わす。  
2. この名簿には、当該大学の地域委員会委員の全員を記載すること。  
3. 本名簿の提出は、メールの送信により行うことができるものとする。

本件連絡先

担当部署：

担当者：

電話番号：

FAX：

メールアドレス：

記入例

(別紙様式2)

平成〇〇年〇月〇日

大学連携研究設備ネットワーク〇〇地域委員会委員長 殿

(法人名) 〇〇〇〇法人〇〇〇〇

(地域代表委員名) 〇〇〇〇 (印)

大学連携研究設備ネットワーク〇〇地域委員会  
委員名簿の提出について (通知)

大学連携研究設備ネットワーク協議会規約第9条第3項の規定により、本学(大学共同利用機関法人にあつては「本機構」又は「本研究所」)の大学連携研究設備ネットワーク〇〇地域委員会委員を指名しましたので、下記のとおり委員名簿を提出します。

記

大学連携研究設備ネットワーク〇〇地域委員会委員名簿

(法人名：〇〇〇〇法人〇〇〇〇)

委員名	就任年月日 (離任年月日)	摘要	本人の法人 における職名	本人の連絡先
〇〇〇〇	平成〇年〇月〇日	地域代表委員	〇〇〇〇〇〇	(勤務先所在地, 電話番号, FAX, メールアドレス等)
☆☆☆☆	平成〇年〇月〇日	継続	〇〇〇〇〇〇	(勤務先所在地, 電話番号, FAX, メールアドレス等)
△△△△	平成〇年〇月〇日	今回就任	〇〇〇〇〇〇	(勤務先所在地, 電話番号, FAX, メールアドレス等)
(□□□□)	(平成〇年〇月〇日)	(今回離任)	—	—

- (注) 1. 委員名 ( ) 書は、今回離任した委員を表わす。  
 2. この名簿には、当該大学の地域委員会委員の全員を記載すること。  
 3. 本名簿の提出は、メールの送信により行うことができるものとする。

本件連絡先

担当部署：〇〇〇〇

担当者：〇〇〇〇

電話番号：(\*\*\*\*)\*\*\*-\*\*\*\*

FAX：(\*\*\*\*)\*\*\*-\*\*\*\*

メールアドレス：\*\*\*\*\*@\*\*\*\*\*.ac.jp

(別紙様式3)

平成〇〇年〇月〇日

委 任 状

(協議会委員長, 作業部会長又は地域委員長) 殿

(法人名)  
(役職・氏名)

印

私は, (代理人の所属, 役職及び氏名) を代理人と定め, 平成 年 月 日に開催される第〇〇回〇〇 (会議名称等) における一切の権限を委任します。